

第5章 関税

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

関税は代表的な貿易障壁であり、WTO では、加盟国が交渉（ラウンド）を通じて相互に関税を引き下げていくことを目指している。こうした動きに係る法的規律を概観する前に、ここでは、関税の定義、機能、要素（関税率、関税分類、関税評価）について説明する。

①関税とは

関税とは、物品の輸出入に際して課せられる税金のことであるが¹、物品の輸入に際して課せられる輸入関税を指すのが一般的である²。関税額は、基準額である課税価格に関税率を乗じて算出される。

$$\text{関税額} = \text{基準額（課税価格）} \times \text{関税率}$$

②関税の機能

関税には、財源機能、国内産業保護機能、貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）の3つの機能があると考えられる。

財源機能とは、関税収入が国の財源となる側面に着目した場合の機能である。かつては関税の機能としてこの財源機能が重視されたが、経済の発展と内国税の体系整備により、先進国においては、その重要性は低下している。例えば、我が国における関税収入額は約0.93兆円であり、国税収入に占める関税収入の割合は約1.2%である（2024年度一般会計決算ベース）。他方、開発途上国においては、なお関税の財源機能が重要である国もある。

国内産業保護機能とは、関税を課すことにより、競争する輸入品に不利となるよう競争条件を政策的に変更し、国内産業を保護する機能である。事実、各国の関税率を見ると、それぞれの国内産業の競争力を相当程度反映しているものと考えられる。なお、市場アクセスと国内産業保護とのバランスを図る観点から、一定の数量までは無税又は低税率（一次税率）の関税を適用し、当該数量を超える輸入については比較的高税率（二次税率）の関税を適用する関税割当制度が採用されている場合もある。

WTO 協定上は、国内産業保護手段として、数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている³。これは、国内産業保護手段としては、関税が数量制限より望ましいと理解されてきたことによる（後述（3）参照）。

貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）とは、貿易歪曲効果を有する措置への対抗策として関税が用いられる場合の機能である。例えば、GATT 6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）において、ダンピングが行われていると認められる場合にアンチ・ダンピング関税によりその是正が図られる場合や、補助金協定に

¹ GATT 第1条では、一般的最恵国待遇の対象として「customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with importation or exportation ……」と規定しており、輸入に対する関税と併せて輸出に対する関税も想定している。

² 我が国の関税は、関税定率法第3条において、「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、……」と規定しており、輸入貨物にのみ課することを明らかにしている。

³ GATT 第11条では、「加盟国は、……関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定し、数量制限を禁止する一方で関税賦課は認めている。

において、交付は禁止されていないが輸入国の国内産業に損害を与えている補助金に対して相殺関税が課される場合がこれにあたる（第6章「アンチ・ダンピング措置」及び第7章「補助金・相殺措置」を参照）。

③関税率

関税措置においては、言うまでもなく関税率が重要な要素となる。WTO協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率を譲許税率（協定税率とも呼ばれる。）といい、その税率が国定税率より低い場合、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。また、譲許率とは、World Tariff Profile（WTO, ITC, UNCTAD）上の定義によると、HSコード6桁ベースの全ての品目のうち、譲許した品目数の比率（＝全譲許品目数／全品目数×100）を指す。

上述のような3つの機能を有する関税であるが、関税賦課は世界経済全体の厚生を低下させる可能性をはらむ。そのため、1947年以来、GATTの下で、関税率の水準が逐次引き下げられてきた。これは、各国が関税交渉（1994年に終了したウルグアイ・ラウンドを含めた数次のラウンド交渉）により関税率の上限（以下「譲許税率」という。また、譲許税率を上限として実際に適用される関税率を「実行関税率」という。）を相互に引き下げることで実現されてきた。また、ウルグアイ・ラウンド以後、分野別の関税率引き下げの努力が行われ、ITA（Information Technology Agreement：情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（情報技術協定））による情報技術製品の関税撤廃や医薬品関税撤廃等の成果をあげている。なお、ウルグアイ・ラウンドの結果、我が国の鉱工業品の最終平均譲許税率（貿易量加重平均）は1.5%となり、米国3.5%、EU3.6%、カナダ4.8%と比較しても相対的に低い水準となっている。

一方で、各国で依然として農産物をはじめとする分野で高関税のまま維持されている品目もあり、タリフ・ピークと呼ばれている。例えば、米国（落花生）、EU（バナナ）、カナダ（バター）、韓国（カッサバ芋）等において見られる。

<図表II-5-1>ウルグアイ・ラウンドによる各国鉱工業品の関税率、譲許率の変化

| | | 日本 | 米国 | EU | 韓国 | 豪州 | インドネシア | タイ | カナダ | マレーシア | フィリピン | インド |
|-----------|---|-----|-----|-----|------|------|--------|------|-----|-------|-------|------|
| 平均関税率 (%) | 前 | 3.8 | 5.4 | 5.7 | 18.0 | 20.0 | 20.4 | 37.3 | 9.0 | 10.2 | 23.9 | 72.2 |
| | 後 | 1.5 | 3.5 | 3.6 | 8.3 | 12.2 | 36.9 | 28.0 | 4.8 | 9.1 | 24.6 | 32.4 |
| 譲許率 (%) | 前 | 98 | 99 | 100 | 24 | 36 | 30 | 12 | 100 | 2 | 9 | 12 |
| | 後 | 100 | 100 | 100 | 89 | 96 | 92 | 70 | 100 | 79 | 66 | 68 |

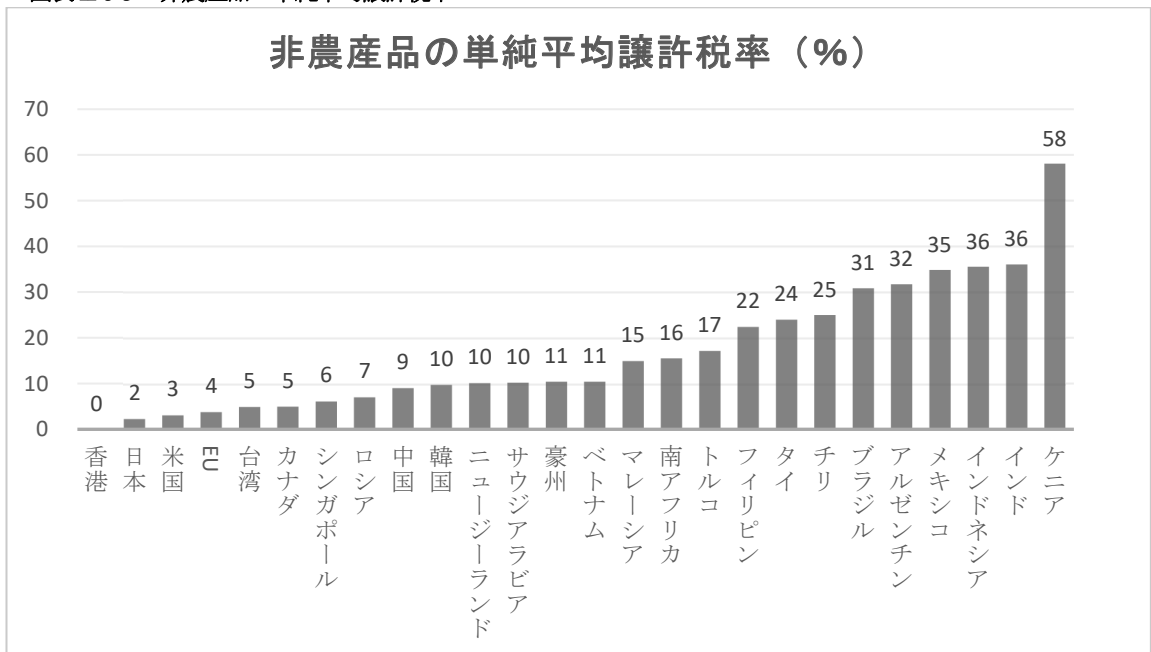
- 日本の数字については旧通商産業省推計（石油（Petroleum）、林・水産物を除く。林・水産物を含む場合の数字は1.7%）。
- その他の国についてはGATT事務局の計算による（石油（Petroleum）は除く）。
- 平均関税率は貿易加重平均により算出したもの。
平均関税率＝譲許品目の関税額の総和÷譲許品目の輸入額の総和×100
（譲許品目の関税額＝譲許品目輸入額×譲許税率）
- 譲許率（バインド率）とは、HS6桁ベースの全ての品目のうち、譲許した品目数の比率（＝全譲許品目数／全品目数×100）を指す。ここでの数値は貿易加重平均により算出したもの。
- 「前」、「後」はウルグアイ・ラウンド合意実施前、実施後の税率を示す。

<図表 II-5-2> 主要各国の関税率の状況

| 国・地域名 | 単純平均譲許税率 (%) | | 単純平均実行税率 (%) | | 譲許率 (%) | |
|----------|--------------|------|--------------|------|---------|------|
| | 非農産品 | 全品目 | 非農産品 | 全品目 | 非農産品 | 全品目 |
| 香港 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41.6 | 49.7 |
| 日本 | 2.4 | 3.9 | 2.4 | 3.7 | 99.6 | 99.7 |
| 米国 | 3.2 | 3.4 | 3.1 | 3.3 | 100 | 100 |
| EU | 3.9 | 5.0 | 4.1 | 5.0 | 100 | 100 |
| 台湾 | 5.0 | 6.7 | 4.8 | 6.3 | 100 | 100 |
| カナダ | 5.1 | 6.6 | 2.0 | 3.8 | 99.7 | 99.7 |
| シンガポール | 6.2 | 8.9 | 0 | 0.0 | 67.3 | 72.0 |
| ロシア | 7.1 | 7.6 | 6.1 | 6.6 | 100 | 100 |
| 中国 | 9.1 | 10.0 | 6.5 | 7.5 | 100 | 100 |
| 韓国 | 9.8 | 17.0 | 6.5 | 13.4 | 94.1 | 94.9 |
| ニュージーランド | 10.2 | 9.5 | 2.0 | 1.9 | 100 | 100 |
| サウジアラビア | 10.3 | 11.0 | 5.7 | 5.9 | 100 | 100 |
| 豪州 | 10.5 | 9.4 | 2.6 | 2.4 | 96.8 | 97.2 |
| ベトナム | 10.5 | 11.7 | 8.3 | 9.5 | 100 | 100 |
| マレーシア | 15.0 | 20.8 | 5.3 | 5.5 | 81.4 | 83.8 |
| 南アフリカ | 15.6 | 19.0 | 7.4 | 7.5 | 92.9 | 93.8 |
| トルコ | 17.2 | 28.9 | 13.6 | 17.3 | 43.0 | 50.5 |
| フィリピン | 22.4 | 24.9 | 5.4 | 6.0 | 62.7 | 67.6 |
| タイ | 24.0 | 26.6 | 7.0 | 9.9 | 73.1 | 76.9 |
| チリ | 25.0 | 25.1 | 6.0 | 6.0 | 100 | 100 |
| ブラジル | 30.8 | 31.4 | 12.5 | 12.0 | 100 | 100 |
| アルゼンチン | 31.7 | 31.8 | 13.0 | 12.5 | 100 | 100 |
| メキシコ | 34.8 | 36.2 | 6.8 | 7.4 | 100 | 100 |
| インドネシア | 35.5 | 37.1 | 7.9 | 8.0 | 95.8 | 96.3 |
| インド | 36.0 | 50.8 | 13.0 | 16.2 | 70.1 | 74.3 |
| ケニア | 57.9 | 93.8 | 13.1 | 14.8 | 2.8 | 16.3 |

1. 上記数値はWTO, ITC, UNCTAD作成 World Tariff Profiles 2025 より抜粋。数字は品目ベース。非農産品とは、農業協定対象品目以外の品目であり、林・水産物を含む。
2. 平均実行関税率が平均譲許税率を上回っている国があるが、これは、平均実行関税率と平均譲許税率では算出にあたって使用する品目数が異なること等に起因するものであり、ただちに個別の品目について譲許税率を上回る税率を課していることを示すものではない。
3. 譲許率について、100.0 は、小数点第一位を四捨五入して 100% になる場合、100 は、非譲許の品目が一つもない場合を意味する。

<図表 II-5-3> 非農産品の単純平均譲許税率



※WTO事務局 World Tariff Profiles 2025の数値を基に経済産業省作成。

④ 関税分類

関税率とともに関税制度の基本となる要素が、関税分類である。

各国の関税賦課の基準となる関税率表は、品目ごとに割り当てられた関税分類番号と、それぞれの番号に対応する関税率とから成っている。ある物品を意図的に高い関税率の品目に分類する等恣意的な運用がなされれば、関税率の引き下げが事実上無効化してしまうため、関税分類の在り方は具体的な関税賦課に際して極めて重要な意味を有する。

関税分類については、WTO協定上の規定はなく、かつては各国が独自の制度を有していたが、貿易拡大に伴い統一化の必要性が認識され、1988年に世界税関機構（WCO : World Customs Organization）において「商品の名称及び分類についての統一システム（HS : Harmonized System）に関する国際条約」（HS条約）が策定された⁴。

本条約には、2026年2月現在、日本を含め世界162か国・地域及びEUが加盟し、条約には加盟していないもののHS条約の附属書（HS品目表、最小単位は6桁）を適用している国等を含めると、計200以上の国・地域においてHS番号で6桁までの関税分類が統一されている。

HS条約締約国は、自国の関税率表をHS品目表に適合させる義務があり、我が国の関税率表も、これに適合している。

HS品目表は、国際貿易の実態を踏まえて作成されているが、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、これまでに7度（1992年、1996年、2002年、2007年、2012年、2017年、2022年）改正されている。

2022年のHS品目表改正（2019年6月のWCO総会において承認、採択。2022年1月から発効）では、社会的要請や技術革新を反映した項・号の新設、変更などが行われた。

⑤ 関税評価

関税の賦課に際しては、賦課の基準額を査定する関税評価も重要な要素となる。

関税評価とは、課税価格を査定する手続である。関税評価では、客観的に適正な課税価格が査定される必要があり、課税価格の恣意的な設定は、関税率を無意味にする。つまり、納税者が適正価格より低い価格で課税価格を申

⁴ 設立条約上の正式名称は世界関税協力理事会(CCC: Customs Cooperation Council)だが、1994年よりWCOを通称としている。

告すれば脱税に当たる可能性があり、逆に、関税当局が適正価格より高い価格で課税価格を査定すれば関税額の不当な引き上げとなる。そこで、関税評価については、GATT 7条及びGATT 7条の実施に関する協定（関税評価協定）により、国際ルールが定められている⁵（詳細は2017年版不正貿易報告書286-292頁を参照）。

② 法律規律の概要

WTO協定は、数量制限を原則として禁止する一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに、関税率の上限を約束し（この約束を「譲許」という）、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指している。

① GATT上の規律

GATT 2条は、加盟国に対して、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。また、GATT 28条は、加盟国が譲許税率の引上げや撤回を行うためには、譲許について直接に交渉した加盟国や主要供給国との交渉・合意と、その譲許の変更に実質的な利害関係を有する当該製品の主要供給国等との協議を条件とする旨規定している。（詳細は④を参照）

② 関税分類に関する規律

関税分類については、上述のHS条約3条1項において、締約国がHS分類の部、類、項又は号の適用範囲を変更しないこと等を規定し、HSの統一的運用の確保を図っている。HS分類は、技術開発の進展等を反映して定期的に見直されるが、品目の分類が変わっても、譲許内容には影響しないのが原則であり、譲許税率が引き上げられる結果となる場合には、28条の交渉が必要とされている。

③ 「譲許」の重要性

以上から明らかなように、譲許税率が高いことや、そもそも譲許しないことは、WTOルール上は問題とならない。譲許税率の範囲内で実行関税率を引き上げることや、非譲許品目の税率を引き上げることも、WTO協定上は許容される。

しかしながら、協定上許容されるからといって突然実行関税率を引き上げるといった措置がとられると、予見可能性等の観点から貿易への悪影響は免れないことは当然である。また、先に述べたとおり、譲許を通じて関税率の引き下げを図っているWTO協定の前提からしても、譲許は不可欠のプロセスである。

こうした観点から譲許の重要性は強調されるべきであるが、ウルグアイ・ラウンド後の非農産品の譲許率（全譲許品目数/全品目数×100）を見ると、我が国や米国、EU、カナダではほぼ100%であるが、香港41.6%、シンガポール67.3%、フィリピン62.7%、タイ73.1%、インド70.1%等となっており、相対的に低い水準の国・地域も散見される（WTO事務局作成World Tariff Profiles 2025より）。なお、譲許の際には、予見可能性を高める観点から、可能な限り譲許税率を実行関税率の水準に揃えるべきである。開発途上国においては一般的に譲許税率と実行関税率の乖離が大きく、いつでも譲許税率までの引き上げが可能となっている。これは予見可能性の観点から問題であり、実行関税率より高い関税率での譲許は是正されるべきである。

④ 譲許表修正の手続

加盟国は、GATT 28条に基づき、関係国（※1）と交渉し、合意することで、譲許税率の引上げや撤回を行うことができる。交渉及び合意において、交渉の当事者は、従前の譲許水準より貿易にとって不利でない相互的、かつ、互恵的な譲許の一般的水準を維持するように努めなければならない。また、交渉及び合意には、他の製品に関する補償的調整（代償の提供）を含むことができるとされる。補償的調整について具体的に定めた規定はないが、他の

⁵ 関税評価協定第1条では「輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額・・に第8条の規定による調整を加えた額とする」と規定し、現実の支払価額を基本とすることを明らかにしている。また、第2条では、例外的に同種貨物の取引価額によることができる旨規定されている。さらに、第7条においては、課税価格の決定の際に用いてはならないもの（禁止事項）が列記（輸入国で生産された貨物の販売価格、最低課税価格等）されている。

産品の譲許税率の引下げ等がその典型例と考えられる⁶。

関係国との合意が成立しなかった場合でも、加盟国は譲許税率の引上げや撤回を行うことができるが、この場合、関係国は実質的に同等の価値の譲許の修正又は撤回を行うことができる。ただし、本措置は無差別原則に基づくため、MFN税率ベースで適用しなければならない⁷。

GATT 28条に基づく譲許表修正の手續の大まかな流れ⁸については、まず、譲許表の修正・撤回を希望する加盟国（申請加盟国）は譲許の修正・撤回の意図をWTOへ通報する⁹。本通報に対し、交渉・協議権限を有すると主張する関係国（下記(i)参照）は90日以内に申請加盟国に利害関係申立ての書面を提出し、その旨を事務局に報告する。交渉・協議権限があると承認された当該関係国と申請加盟国との間で交渉・協議が開始され、全体の交渉・協議が完了した後、結果の最終報告書を事務局に送付することによって譲許表の修正は法的な効力を有する¹⁰。その後、修正が反映された譲許表の確認書手續（1980年手續）（下記(ii)参照）が行われ、確認書手續開始から3か月以内に各国から異議申立がなければ、修正された譲許表は正式な効力を発生する。

(i) 関係国

加盟国がGATT 28条に基づき譲許表の修正を行う際、交渉・協議を必要とする関係国は本条の規定により、以下に該当する国と解される。

(ア) 直接に交渉した国

過去の関税交渉にあたって特定品目について直接に交渉を行って譲許を与えられた相手国（原交渉国）。原交渉国は、当該譲許税率の変更に際しては何時でも譲許を与えた国と交渉する権利（Initial Negotiating Right: INR）を有する。

(イ) 主要供給国

GATT 28条に基づく交渉前の相当の期間にわたり、申請加盟国の市場において、譲許の修正が行われる品目について原則として最も輸入実績の多い1か国。

(ウ) 実質的な利害関係を有する相手国

申請加盟国の市場において、譲許の修正が行われる品目について総輸入額の最低10%以上を占めている国という、いわゆる10%ルールが広く適用されている。

上記(イ)及び(ウ)については、どの時点の輸入シェアをどのように計測するかが問題となりうるが、計測方法について包括的な準則は存在せず、また、交渉開始後に輸入シェアの変化が生じて、それを反映して利害関係の認定を見直す義務までではないとするのが先例である¹¹。

(ii) 確認書手續（1980年手續）

譲許表はGATT第一部の不可分の一体をなすため（GATT 2条7項）、本来、その改正には全加盟国の受諾を要する（GATT 30条）。しかし、譲許の修正・撤回について関係国間の合意がすでに得られている場合にまで全加

⁶ 「補償」の算定のための輸入量の計測は申請国の裁量である一方で、原則として、交渉開始に先立つ直近の代表的な3年間又は直近の年を参照すべきとされる（EU-家禽肉製品事件（DS492）パネル報告書 paras. 7.260-7.277）

⁷ EPCIT/ACPV/18 p.46

⁸ 主として The Procedures for Negotiations under Article XXVIII (The Guidelines) による。

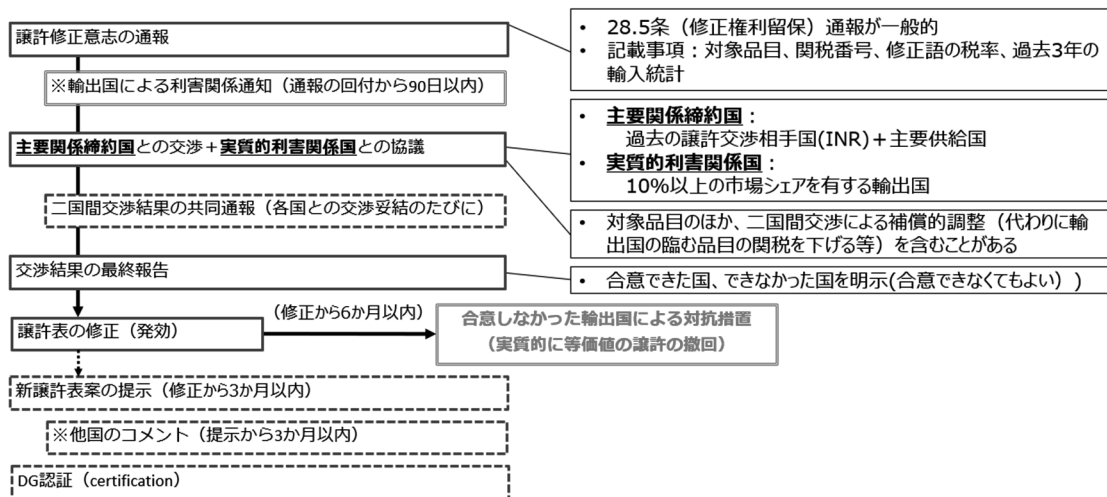
⁹ 協定上は1958年1月1日に開始する各3年の期間の最初の日（又は加盟国団が投票の3分の2の多数決により定めるその他の期間の最初の日）に提起できるとされている。（GATT第28条第1項）

¹⁰ 本文に述べた通り、最終報告書の事務局送付後も手續（修正譲許表の確認書手續）は継続するが、EU-家禽肉製品事件（DS492）パネル報告書は、同確認書手續は譲許表の変更を実施するための法的な前提要件ではないと判示している（para. 7.550）。

¹¹ EU-家禽肉製品事件（DS492）において、中国は、EUによる28条交渉開始後に自国の対EU輸入シェアが急激に上昇した事実を踏まえ、自国の供給国としての利害関係を再評価すべきだと主張した。パネルは、利害関係国のGATT上の権利保全のための機会を保障しつつ、GATT 28条交渉と合意があまりに複雑・困難となることは避けるべきと述べた上で（para. 7.216）、関連規定の文言などからこの点に関する一般的な規則を策定することは困難とし（para. 7.218）、結論として、本件においてEUは交渉開始後に生じた輸入シェアの変化を再評価し、利害関係の認定を見直す義務は負わないとした（para. 7.228）。同事件に関しては、平覚「EU-家禽肉産品の関税譲許に関する措置 パネル報告」2017年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2017/17-6.pdf）も参照。

盟国の受諾を要するのは不都合であるという考えから、1980年に譲許表の修正について簡易な手続きを定める「関税譲許表の修正及び訂正のための手続（The Procedures for Modification and Rectification of Schedules of Tariff Concessions（1980 Procedures）」が策定された。上述のとおり、同手続きに基づき、提出された譲許表について、通常、3か月以内に他の加盟国から異議が提起されなければ、修正された譲許表は正式な効力を生じる。

<図表 II-5-4> 譲許表修正の手続の流れ



(3) 経済的視点及び意義

ここでは、関税が数量制限よりもなぜ望ましい措置として理解されてきたのか、関税率の引き下げがなぜ望まれるのか、といった問題について基礎的な経済的分析を加える。また、これらの分析を踏まえ、WTOにおける関税引き下げの国際交渉の重要性について指摘する。

①関税の効果

輸入関税賦課の最も基本的な効果は、当該国における国内価格上昇である。いわゆる「小国」（国際価格に影響力を有しない国）の場合、関税分だけ価格が上昇する。他方、いわゆる「大国」（国際価格に影響力を有する国）の場合には、関税による需要減少が国際価格を低下させるため、実際の価格上昇は関税分よりも低くなる。

この国内価格の上昇は、当該財の国内生産を拡大させると同時に、その財への需要を抑制することになる。つまり、関税によって、国内生産者は利益を得るが、消費者は損失を被ることになる。また、当然のことながら、輸入国政府は関税収入を得る。

このように関税は異なるグループに異なる利益と費用をもたらす、これらの大小関係が輸入国全体としての経済厚生の変化を決めることになる。経済厚生は、関税賦課が国際価格に影響を与えない「小国」の場合は必ず下がる。他方で、「大国」の場合には経済厚生が上がるケースもある。自国の経済厚生を最大化させる関税は「最適関税」と呼ばれ、小国の場合は関税ゼロが最適関税となるが、大国の場合は、経済厚生を最大化する最適関税が存在することが知られている。しかし、大国の最適関税の適用は自国の交易条件の改善につながるが、外国の交易条件の悪化をもたらす、外国の経済厚生を低下させることになる。したがって、場合によっては、外国の反発を招きかねない。

②関税の指標

関税率は一般的にその物品の保護水準を示すが、輸入した原材料を用いて生産を行っている場合には、通常、最終製品に賦課される単純な関税率（以下「名目関税率」という）だけで最終製品の保護水準とみなすことはできず、原材料に対する関税率も考慮する必要がある。原材料に対する関税率も考慮した最終製品の保護率を「有効保護率」

と呼び、輸入原材料が存在しない場合は、名目関税率と一致するが、輸入原材料が存在する場合は、名目関税率とは一致しない。

③数量制限の効果（第Ⅱ部第3章「数量制限」）参照

数量制限には様々な形態があるが、その代表的な形態である輸入割当について考えると、理論的には、その効果は輸入関税と同じく、輸入水準の低下と国内価格の上昇である（同等性定理）。

輸入割当が輸入関税と異なる点は、輸入国政府が収入を得ず、輸入割当のライセンスを得た者が超過利益（割当レント）を得ることになる点である（しかし、ライセンスをオークションによって輸入業者に売り渡せば、理論上は関税収入と同額の政府収入を得ることになる）。

なお、国内市場が完全競争にない場合（例えば独占の場合）、市場が成長している場合、商品価格に変動がある場合等には、一般に数量制限の方が、市場歪曲効果が大きく、同等性定理が成り立たないことが知られている。

④輸入関税が数量制限よりも望ましい理由

前述のとおり、WTO 協定では数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている。これは、政策の施行が不透明になりがちな数量制限（例えば相手先と数量が恣意的に決定されがちになる）よりも関税の方が恣意性が介在しにくいこと、数量制限では国際価格の変化や為替変動に拘らず輸入量が一定に制限されること、輸入割当の公平性が担保されないことへの警戒、といった点が根拠となっているものと考えられる。さらに、関税であれば、効率化によるコスト削減などによる輸出努力の余地がある点も、数量制限よりも関税のほうが望ましいと理解されてきた根拠である。

⑤関税引き下げの正当化根拠

関税に対しては、次のような議論がある。

「大国」においては最適関税を適用することで交易条件の改善ができるという考え方がある。しかし、相手国の犠牲の下に経済厚生を増大させるため世界全体の経済厚生が自由貿易に比べて低くなることや、相手国が報復措置をとった場合には結局経済厚生が自由貿易の状態より悪化する可能性もある。

また、国内市場の失敗が存在する場合には関税が経済厚生を高めるという考え方がある。しかし、関税のような国境政策ではなく国内政策、すなわち市場の失敗を直接是正するような政策を割り当てたほうがよいという考え方もある。

その上で、WTO 協定は、数量制限を原則として禁止し、関税による産業保護を認める一方で、加盟国が交渉を通じて関税を逐次引き下げていくことを目指しているが、関税引き下げの正当化根拠は、経済的には、関税賦課による価格システムの歪曲を通じた効率性喪失（いわゆる死荷重）を低減する。また、市場保護の程度を減らすことにより市場が拡大すると、輸出国の生産者は規模の利益を享受でき、経済全体としてもメリットが生じることにあ

⑥関税による所得再分配と国際交流の重要性

以上のように、経済的に見ると、基本的には関税引き下げが経済効率性を向上させると考えられ、関税率は低減されることが望ましい。

しかしながら、現実には関税を完全に撤廃している国はまれである。各国の関税実態を見ると、社会全体での経済厚生増加を目的として低減するのではなく、むしろ所得再分配を目的として関税が賦課されている場合も多いからである。これは、様々な利益団体の行うロビー活動など政治的な意図による影響が少なからず反映しているものと思われる。

このように国内的要因によって関税が賦課されている場合、経済学的な社会全体の厚生増大を理由として自発的な関税引き下げを実現することは困難である。

ここに、WTO の基本的な考え方である国際交渉による関税引き下げの重要性がある。国際交渉を通じて相互に利益を与えることを条件とすれば、関税引き下げを通じたより自由な貿易が実現できるのである。

(4) 後発開発途上国（LDC）への配慮措置

1996年6月のリヨン・サミットにおいて、WTO事務局長がLDC（後発開発途上国）向け関税撤廃構想を提唱したことを契機として、その後の累次のサミット等において、LDC向け市場アクセス改善の可能な方策を検討する旨の宣言が行われている。

このような背景を踏まえて、1999年12月のWTO第3回シートル閣僚会議において、LDCからの輸入について無税・無枠の特恵待遇を実質的にすべての産品に供与し、実施するとの提案がなされたが合意には至らなかった。

しかし、2000年2月、WTO事務局長が新ラウンド立ち上げに向けた開発途上国との信頼醸成措置として本件イニシアティブを提唱した。また、UNCTAD（国連貿易開発会議）において、小渕首相（当時）が本イニシアティブを主要国の参加を得て推進すると表明した。

2000年3月末には日本・EU・米国・カナダの四極の間で「先進国は、自国の特恵措置に基づき国内上の要件及び国際上の協定に準拠して、LDCを原産とする実質的にすべての産品に対して無税無枠の措置を与えることによりLDCに対して優遇されたマーケット・アクセスを供与する」ことで合意した。

この四極の合意をベースに、2000年5月のWTO一般理事会で本イニシアティブが発表され、チリ、チェコ、ハンガリー、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スロベニア、スイスが参加を表明し、また、同年6月のAPEC貿易担当大臣会合の議長声明でも、本イニシアティブに未参加のAPECエコノミーに対し、自主的に本イニシアティブに参加するよう促すことが盛り込まれ、香港、豪州、シンガポールが本イニシアティブへの参加を確認した。

さらには、2001年5月に開催された第3回国連LDC会議において、「LDC産品のすべての品目について無税無枠の措置を講じるという目標に向けて改善の作業を行う」旨のブリュッセル宣言及び行動計画が採択され、同年7月のジェノバ・サミット、G8コミュニケーション及びWTO閣僚宣言において当該宣言内容が再確認された。

2002年6月末にカナダで開催されたG8カナナスキス・サミットのアフリカ行動計画、同年8月末から南アフリカで開催されたWSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）の実施、2003年6月にフランスで開催されたエビアン・サミットのG8協調行動、2005年7月にイギリスで開催されたグレンイーグルズ・サミットのG8の貿易においてもブリュッセル宣言のスタンスが確認された。

我が国では、2002年12月に関税・外国為替等審議会において2003年度関税改正に関する答申が出された。特に特恵関税制度については、上記国連LDC会議やサミット等における議論を踏まえ、LDCへの一層の支援を図るため、農水産品につきLDCに対する無税品目を大幅に拡大した（農水産品198品目を追加）。2005年12月の関税・外国為替等審議会においては、2006年度以降、我が国のLDC特恵の対象国にコモロ、ジブチ、東ティモールの3か国を追加する旨の答申が出された。

また、同月、香港で開催された第6回WTO閣僚会議（MC6）に先立ち小泉首相（当時）は、LDCからの市場アクセスを原則として無税無枠化し、開発途上国の輸出能力の向上に対して支援する等を含む「開発イニシアティブ」を発表した。さらに、同閣僚会議において、先進国は、2008年又は実施期間の開始までにすべてのLDC産品について原則無税無枠化すること、実施が困難な国は、最低でも品目ベースで97%の無税無枠供与が合意されたほか、綿花問題やWTO協定上のLDCに対する新たなS&D（特別かつ異なる待遇）について合意するなど、開発途上国に配慮した成果が得られた。

これを踏まえ、我が国では、2006年12月の関税・外国為替等審議会において、LDCへの一層の支援を図る観点から、WTO香港閣僚宣言等を受けたLDCに対する市場アクセスの無税無枠措置の拡充等について答申が出された。本答申を踏まえ2007年4月1日以降、LDC産品のうち無税無枠措置の対象となる品目の割合は、品目ベースで約86%から約98%まで拡大されている。

また、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）では、品目ベースで97%の無税無枠供与を達成していない先進国は、第10回WTO閣僚会議（MC10）までに改善することが合意されるとともに、LDC産品であることの確認を容易にし、特恵適用を改善するためのLDC特恵制度の原産地規則ガイドラインが閣僚決定として合意された。我が国では、こうした閣僚決定等を踏まえ、2015年4月1日からHS61（ニット製衣類）の特恵原産地規則の原産地基準を2工程から1工程へ緩和した。

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）では、第9回WTO閣僚会議

(MC9) で合意されたガイドラインを踏まえ、LDC 向け特惠原産地規則についての具体的な論点についてより詳細な方向性を示した閣僚決定が合意された(第II部第10章原産地規則及び資料編第1章参照)。

2022年4月にWTO・原産地規則委員会において「原産地規則とナイロビ閣僚決定の実施に関する決定(G/RO/95)」を委員会決定として採択し、①ナイロビ閣僚決定の実施に向けた努力を継続すること、②委員会においてLDC向け特惠原産地規則やその他要件に関するベストプラクティスを特定し、既存のLDC向け特惠原産地規則やその利用率について分析すること、③第13回WTO閣僚会議(MC13)に向けて委員会の活動をWTO一般理事会に報告することについて合意した。

2022年6月、スイス・ジュネーブで開催された第12回WTO閣僚会議(MC12)の成果文書において、G/RO/95の決定文書を歓迎する旨、明記された。

2023年10月、WTO一般理事会において、国際連合のLDCリストから卒業した国に対しても無税無枠を適用する移行期間を提供することを奨励する旨採択され、2024年3月、第13回WTO閣僚会議(MC13)の閣僚宣言として合意された。

2. 交渉状況

(1) ドーハ・ラウンド非農産品市場アクセス(NAMA)交渉

①議論の背景

農産品以外のすべての品目(鉱工業品及び林水産物)を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は世界経済活性化の鍵である。累次のラウンドを通じて、なお一部の品目において高関税が残存するものの、先進国の関税は全体として低水準となっているが、他方で、開発途上国の中には全体として高関税の国も少なくない。

こうした状況を踏まえ、2001年以降のドーハ・ラウンド交渉では、一層の市場アクセス改善のために関税・非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が行われてきた。

関税交渉は、関税の一律削減と分野別の関税撤廃の2つの交渉が行われてきた。関税の一律削減とは、すべての品目に一律に適用される関税引き下げ方式(フォーミュラ)を用いた関税の削減方法である。この中核的な要素(フォーミュラの係数、開発途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するかさ上げ幅)については、当初、先進国と開発途上国の間に隔たりがあったものの、2008年12月の第4次改訂議長テキストでは、多くの要素で意見が収斂した。

他方、先進国は、フォーミュラによる関税削減では新興国の関税を十分に削減できないため、さらなる関税削減を目指して、特定分野の品目を対象とする分野別の関税撤廃交渉を進めた。分野別関税撤廃交渉は、産業分野を特定してフォーミュラカットによる関税引き下げを超える関税撤廃・関税率の調和を行おうとするものであり、電気・電子や化学等、14の分野が提案されている。これまで、製品分野毎に、各国の輸出関心やセンシティブリティに配慮し、より柔軟な条件設定を行うことで、成立要件であるクリティカルマス(世界貿易の主要割合)を目指して議論が進められていたが、これが成立している分野別関税撤廃提案はまだない。

さらに、分野別関税撤廃交渉と同時進行で、技術規格、表示義務、輸入規制その他関税によらない貿易障壁である非関税障壁(NTB: Non Tariff Barriers)の撤廃に関する議論が進められた。2008年12月の第4次改訂議長テキストでは、NTBに関し、13の提案が附属書に記載された。これらの提案には、個別分野に係る国内規制や認証制度の調和志向、透明性の強化等を提案する「分野別」の提案と、NTBの削減に向けた二国間の協議を促進するための手続等を定める提案などの「水平的」な提案が含まれている。(ドーハ・ラウンド交渉の詳細は、資料編「ドーハ開発アジェンダの動向」を参照)

②現状

2001年のドーハ・ラウンド交渉の開始以降、関税の一律削減について議論され、その成果が2008年12月の第4次改訂議長テキストに反映された。それ以降は、主に、関税の分野別撤廃及びNTB削減の議論が進められてきた。

しかしながら、ドーハ・ラウンド交渉は、いまだに妥結に至っていない。

このような状況において、WTO の多角的貿易体制に対する信任維持のために、産業界からの要望の強い分野について、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で市場アクセス改善のための交渉が進められてきた。その一つが情報技術協定 (ITA) の拡大交渉であった。

以下で、同協定の概要とともに、同協定の拡大交渉について、解説する。

(2) ITA (情報技術協定) 交渉

①議論の背景

ITA (Information Technology Agreement : 情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言 (情報技術協定)) は、1996 年 12 月の第 1 回 WTO シンガポール閣僚会議 (MC1) で、WTO 加盟国 29 メンバーが情報技術 (IT) 製品の関税撤廃等に合意したものであり、1997 年に発効された。現在、WTO 加盟 84 メンバー (図表 II - 5-5) が ITA に参加しているが (WTO の試算では世界貿易シェアの 97%)、関税撤廃の効果は、WTO 協定の下で全加盟国に適用される。

ITA は IT 製品の貿易拡大を通じて、各国経済の生産性向上、成長に貢献するものであり、特に、電気・電子分野においては国際的なサプライチェーンが最も発展している分野であり、WTO における多国間での貿易自由化の意義は大きい。

②拡大ITAの状況

(a) 拡大交渉立ち上げから妥結までの経緯

IT 製品は、技術進歩が早く、年々新製品が発売される一方で、ITA については 1997 年の発効以来、対象品目の見直しがされていなかった。このため、各国産業界から、技術進展による新製品等を対象とした ITA の対象品目の拡大を求める強い要望が寄せられていた。具体的には、2011 年 3 月に我が国を含む 17 か国・地域の 39 のハイテク産業団体 (その後、同年 5 月に 18 か国・地域から 41 の団体) が拡大 ITA を要請する共同声明を発表した。

このような産業界の声に後押しされ、2011 年半ばから日米が拡大 ITA 交渉の立ち上げを主導した。2012 年 5 月にジュネーブの WTO 事務局で開催された ITA 15 周年シンポジウムにおいて、世界の産業界から拡大 ITA 交渉開始に対する強い要望があったことも踏まえ、その翌日に開催された ITA 委員会公式会合において、多くの国が日米等の拡大 ITA に関する共同提案を強く支持し、実質的な交渉が開始されることとなった。

累次の交渉を経て、2015 年 7 月にジュネーブで開催された交渉会合で、交渉参加メンバーは拡大対象品目 201 品目 (新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタル AV 機器、医療機器等) に合意した。同月、対象品目 201 品目に加え、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文が、WTO 一般理事会で報告・公表された。

2015 年 9 月からは、我が国が拡大 ITA 交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、同年 12 月、ケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議 (MC10) において、林経済産業大臣 (当時) が議長を務める中、交渉妥結に至った。

(b) 現状

2026 年 2 月現在、57 メンバー (図表 II - 5-5) が拡大 ITA に参加している。対象品目 201 品目の全世界貿易額は 2015 年当時、年間約 1.3 兆ドルに上り、全世界の総貿易額の約 10% を占める規模であった。

日本からの輸出額が大きく、高関税な品目の例としては、デジタルビデオカメラ (最高 35%)、半導体製造用フォトレジスト (最高 20%)、フラットパネルディスプレイ製造装置 (最大関税率 10%) 等が挙げられる。交渉妥結時には、日本からの対象品目 201 品目の対世界輸出額は約 9 兆円、輸出先での関税支払削減額は約 1,700 億円と試算している。

2016 年 7 月 1 日から関税撤廃が順次開始され、55 メンバーは 2024 年 1 月には対象品目 201 品目の関税が完全に撤廃された。また、2021 年に新規で参加したラオスは 2026 年に関税が完全に撤廃される予定である。2023 年に WTO 加盟交渉中であった東ティモールが ITA 及び拡大 ITA に参加し、2024 年 8 月の同国の公式加盟時の譲許表に

ITA品目の関税撤廃が反映された。

我が国は、関税撤廃を実施するためのWTO議許表の修正及び訂正に関する確認書が2017年4月21日に国会承認され、同年5月16日に対象品目中の有税5品目（①タッチパネル用両面粘着フィルム、②小型電子部品に用いるプラスチック、③プリンター等の固形インク、④半導体ウエハー製造装置用の粘着性円形ポリッシングパッド、⑤半導体ウエハー等の運搬や梱包に使用されるプラスチック製の箱、ケース等）を即時撤廃した。

③最近の動き

2021年9月にはITA25周年シンポジウムが開催され、各産業界からIT技術の発展や世界経済への貢献とともに更なる対象品目の拡大交渉の開始などを望む声が寄せられた。2022年5月、世界のIT産業界43団体は新たな対象品目拡大交渉を支持する共同ステートメントを発出した。

<図表II-5-5> ITA及び拡大ITAの参加メンバー（※2026年2月時点）¹²

ITA参加メンバー（合計84メンバー） 拡大ITA参加メンバー（合計57メンバー（下線））

| | | | |
|--------------|---------------|----------------------|--|
| アフガニスタン | <u>アイスランド</u> | モロッコ | タイ |
| <u>アルバニア</u> | インド | <u>ニュージーランド</u> | トルコ |
| 豪州 | インドネシア | ニカラグア | ウクライナ |
| バーレーン | <u>イスラエル</u> | <u>ノルウェー</u> | アラブ首長国連邦 |
| カナダ | 日本 | オマーン | 英国 |
| 中国 | ヨルダン | パナマ | 米国 |
| コロンビア | カザフスタン | ペルー | ベトナム |
| <u>コスタリカ</u> | 韓国 | <u>フィリピン</u> | 東ティモール |
| ドミニカ共和国 | クウェート | カタール | |
| エジプト | キルギス | ロシア | ※ EUは27加盟国を合計して1メンバー、スイス/リヒテンシュタインは2メンバーとしてカウント。 |
| エルサルバドル | ラオス | サウジアラビア | |
| EU | マカオ | セイシェル | |
| <u>ジョージア</u> | <u>マレーシア</u> | <u>シンガポール</u> | |
| <u>グアテマラ</u> | <u>モーリシャス</u> | <u>スイス/リヒテンシュタイン</u> | |
| ホンジュラス | モルドバ | 台湾 | |
| 香港 | <u>モンテネグロ</u> | タジキスタン | |

(3) EGA（環境物品協定）交渉

①議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（CTESS：Committee on Trade and Environment Special Session）の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた（詳細は、2016年版不正貿易報告書補論1「貿易と環境—気候変動対策に係る国境措置の概要とWTOルール整合性—」のコラム「ドーハ開発アジェンダにおける環境を巡る議論の進捗状況」を参照）。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

②交渉状況

(a) 交渉立ち上げまでの経緯

APECにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品自由化推進国・地域で形成する「環境フレンズ」国・地域（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポ

¹² https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/ftscheds_e.htm

ル、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)で、WTOでの今後の環境物品自由化交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画(the President's Climate Action Plan)」を発表。その中で、APEC環境物品リストを基に、WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月に、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志43メンバー(日本、米国、EU(当時の加盟国28か国を含む)、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、コスタリカ)が、WTO・EGA(環境物品協定)交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志43メンバーでEGA交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(b) 交渉の状況

2014年7月以降、2ヵ月に1~2回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行なわれた。これに当たり、国際機関、政府機関、学会、産業界等の専門家によるコンサルテーションも行なわれた。

2015年4月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティや各メンバーのセンシティブリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、結局合意には至らず、2016年に持ち越しになった。

2016年9月のG20杭州サミット首脳宣言において、交渉の「着地点」(関税撤廃の対象となる品目候補を304品目に特定)に到達したことを歓迎し、年内妥結に向けて努力を倍増することとされた。同年12月、G20杭州サミット首脳宣言に基づき、年内妥結を目指し、米・EU主催のEGA閣僚会合を開催したが、対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。2015年1月にはイスラエル、同年3月にはトルコとアイスランドが加わり、計46メンバーが交渉に参加していた。

2017年8月に早期交渉再開のモメンタム醸成のため、経済産業省が北京でEGA北京シンポジウムを主催した。

(c) 最近の動き

貿易と環境に関する課題への関心の高まりを背景とし、2021年3月、我が国は世界全体のカーボン・ニュートラル実現に貢献する製品・技術の普及を円滑化させるため、WTO有志国で構成されるオタワグループの閣僚会合において、環境物品の関税撤廃(風力、燃料アンモニア、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、住宅・建築物、太陽光、資源循環の9分野を例示)等を含む「貿易と気候変動」に関する提案を行った。同年12月には環境物品の貿易を促進するためのアプローチ等が盛り込まれた「WTO貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明」が発出された(2025年3月現在78か国・地域が参加)。今後、引き続き環境物品交渉に向けた議論が継続されると考えられる。

3. 主要ケース

(1) EC-IT製品の関税上の取扱い(DS 375, 376, 377)

本件は、①コピー、FAX、プリンタ等の複数の機能を持つデジタル複合機(MFM)、②コンピュータ等に接続するためのDVI端子を有するフラット・パネル・ディスプレイ(FPD)、③インターネット放送受信や録画等が

可能なコミュニケーション機能付セット・トップ・ボックス（STBC）¹³という3種のIT製品に対するEC及びEC加盟国の関税賦課措置に対して、日本、米国、台湾が、譲許税を超えており、譲許違反であるとして、2008年9月にパネル設置要請したケースである。2010年8月パネル報告書が発出され、同年9月に採択された。

EC（当時）は、ITA（2（2）参照）に基づき無税とする旨を約した一定のIT製品について、譲許表において、HS 1996の項（heading）レベルまたは説明によって指定し、無税とする旨を規定している。申立国・地域は、上記①～③の3製品は、ECがITAに基づいて譲許表で無税とした製品であると主張したが、ECは、技術進歩による多機能化・高度化を理由にITAの対象外であると反論していた。パネルは、3製品に対する関税について、いずれもGATT2条1項(b)及び同(a)不整合であると認定した。

① FPD

ECはITAにおいて、コンピュータ用（"for"）FPDを無税とする旨約束しているが、DVI端子等を備えているFPDを、コンピュータを主な用途とするモニターではなく、ITA対象外であり有税であるビデオモニターと扱い14%の関税を課税していた。

パネルは、「用である」（"for"）という文言について、「主に」等の限定が付されていないので、「～と共に使用するよう設計されている（designed for use with）」と解釈し、上記措置は譲許違反に当たると判断した。

② STBC

ECは、譲許表において「STBC：インターネットに対するアクセスを獲得するためのモデムを取り込み、情報の相互交換機能を有する、マイクロプロセッサに基づくデバイス」という説明を付した製品について無税を約束しているが、STBCについて、ITA対象外のビデオ機器として、13.9%の関税を課税していた。

パネルは、STBが、コミュニケーション機能以外の付随的機能によって、上記の譲許表上の説明を充足しなくなる場合はありうるが、ケースバイケースの判断が必要であり、ECの関税分類は、少なくとも上記説明に合致する一定の製品に対して関税賦課を要するため、譲許違反であるとした。

③ MFM

MFMのコピー機能は、書類に光を当ててその反射光をCCD素子によって電気信号に変換し、さらにマイクロチップの指令で転換されたレーザー光線を静電方式のドラムに当てて電気状態を変換してトナーを載せ、これを紙に転写するという方式で行われる。ECは、MFMについて、ITA対象外である、静電効果を利用した複写機のうち間接方式のものと分類し12%の関税を課していた。申立国らは、MFMは、コンピュータに接続されスキャナーやプリンタとして使用されると想定されていることから、ITAに基づき無税を譲許しているコンピュータ関連機器（"output unit"）に該当すると主張した。

パネルは、MFMは、コンピュータ関連機器又は少なくとも低税率の譲許を行っているその他の機器であり、ECの上記分類による関税賦課は譲許違反であるとした。その際、譲許表上の間接方式の複写機の説明（"operating by reproducing the original image via an intermediate onto the copy (indirect process)"）は、使用する媒体（intermediate）を単数としており、文脈上限定解釈すべきであり、MFMは、コピー作成までに複数の媒体（CCD素子、レーザー、感光ドラム）を経由していること等から、当該説明に当たらないとした。

(2) インドー 情報通信技術分野の製品に関する措置（DS 582, 584, 588）¹⁴

本件は、日本、台湾、EUが、携帯電話、スマートフォン、携帯電話用基地局、デジタルマイクロ波通信措置、プリント回路基板アセンブリ、スマートフォン部品等の一部の情報通信技術製品（以下、本件対象産品）に対して、インドが、譲許表上無税を約束しているにもかかわらず、10～20%の関税を賦課しているとして、譲許違反を主張して提訴した事案である。以下、主に日本申立国ケース（DS584）の経緯・判断について記述する。

¹³ セット・トップ・ボックスとは、ケーブルテレビの放送信号や電話回線等をテレビに接続し、テレビで視聴可能な信号に変換する装置を指す。

¹⁴ 本件に関しては、平覚「インドー日本からの情報通信技術分野の製品に関する措置」2023年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/8_DS584r.pdf）（原審パネル報告書について）も参照。

日本は2020年3月にパネル設置要請したところ、2023年4月にパネル報告書が発出され、日本のGATT 2条1項(a)及び(b)違反の主張が認容された。同年5月にインドが上訴し、上級委員会が機能不全であることから、上訴審の審理が進んでいない。

上記の品目についてインドの譲許表上は無税が約束されているところ、インドは、パネルにおいて以下の反論を主張した。

① 本件対象産品に関連するインドの譲許は、ITA (2(2)参照)に規定されており、当該譲許の範囲は「固定的」であり、インドのWTO譲許表に編入されても変更されない。

② インドは、WTO譲許の範囲はITA上同意した約束から拡大されないと想定しており、譲許表をHS2002ベースからHS2007ベースに移行する際にITA上の約束範囲より譲許範囲が拡大したことについてはインドに錯誤があったため、錯誤に関するウィーン条約法条約48条により本件対象産品に関する譲許は無効である。

③ 日本は、「関税譲許表の修正及び訂正のための手続に関する1980年3月26日のGATT決定」(1980年決定)を通じたインドによる譲許表の訂正要請について、純粹に形式的な訂正に留まるにもかかわらず根拠のない異議を申し立て、同決定3項に違反し、譲許表を訂正するインドの権利を侵害した。

④ 仮にインドの譲許表に錯誤が存在しないとしても、本件対象産品については、日本産輸入品は、インド・日本包括的経済連携協定(CEPA)による特惠関税の対象であって通常関税率は無税であり、GATT 2条1項(b)上、インドの譲許税率を「こえる」ものではない。

パネルは、まず、①ITAの関連性について、ITAに含まれる約束は、加盟国の譲許表に編入されることを通じて初めてWTO法体系の中で運用可能とされ、ITA自体はWTO協定及びDSUの意味における「対象協定」ではなく、GATT 2条1項(a)及び(b)の適用上、インドの法的義務の根拠は同国のWTO譲許表に規定されるWTO関税約束である、とした。

次に、②ウィーン条約法条約48条上の錯誤の主張について、同条がWTO紛争解決手続において適用可能な法かについては判断を回避した。そのうえで、同条1項(いずれの国も、条約締結時に存在すると考えていた事実・事態であり、条約に拘束されることに関する同意の不可欠な基礎を成していたものについて錯誤がある場合、同意を無効にしうる旨の規定)については、インドは、WTO譲許の範囲がITA上の約束範囲に限定されるという想定が譲許表変更による拘束についての同意の不可欠の基礎を成すことを証明していないとして、インドの主張を認容しなかった。なお、パネルはさらに、錯誤の存在を仮定しても、同条2項(国が錯誤発生の可能性を予見できる状況にあった場合に1項を適用しない旨の規定)上、インドは、譲許範囲がITA上の約束から拡大された可能性を予見できる状況に置かれていたため、1項に依拠して無効を主張することはできない、としている。

また、③日本が1980年決定に不適合に行動した旨の認定を求めるインドの要請については、パネルの付託事項の範囲外であり、パネルは法的判断を行う権限を有さない、とした。

最後に、④日本産輸入品はCEPAに基づく特惠関税の対象であるとの反論については、2条1項(a)及び(b)に含まれる義務の性質の最恵国待遇性に留意すると、同項(b)の「他の加盟国の領域の産品」という文言にはCEPAの特惠原産地規則が組み込まれているとはいえず、日本産品が特惠関税の適用を受けるためには、CEPA上の原産地要件を遵守することが求められるため、インドは本件対象産品に無条件の免税待遇を与えているとはいえず、2条1項(a)及び(b)に不適合であるとした。

なお、日本は、追加的に、免税されている部分も、インド政府の権限でいつでも撤廃・修正でき、予測可能性を欠く点で譲許表より不利な待遇であるとし、2条1項(a)固有の主張を行った。パネルは、まず、同項(a)は、同項(b)より広く譲許表に定める他の加盟国の通商に対する待遇に言及するので、同項(b)で示唆されていないものであるも、譲許表に規定されるような義務を取り込むことができるとした。しかし、パネルは、日本は、インドによる譲許表規定の関税待遇の適用が、なぜ(a)上の譲許表より不利な関税待遇に当たるのか立証できていないとし、日本の(a)固有の主張は認容しなかった。



現在の通商秩序とGATT 28条譲許再交渉

1. はじめに

GATT 28条の譲許表修正交渉（譲許再交渉）手続については、従前から活用例はあるが、貿易救済措置や安全保障例外などと比べ、一般に脚光を浴びていたとは言いがたい。ところが、今般 EU・英国が、鉄鋼セーフガードの満期（2026年6月末）後も鉄鋼製品の輸入に対する制限を継続するために、鉄鋼製品全般の輸入に対する譲許再交渉を開始する姿勢を示したことで、にわかに同条の手続が注目されることになった。同条の手続の性質はいかなるものであり、法的にどのような問題があるのか。また、最近の活用例に見られる問題とは何か、以下検討したい。

2. GATT 28条の手続とその法的性質

(1) 譲許再交渉手続の実務

第5章「関税」1.(2)④「譲許表修正の手続」にて概要を説明したとおり、GATT 28条上、WTO加盟国は、直接交渉国（該当品目の譲許交渉を直接行った国）・主要供給国（該当品目の輸出実績トップ）・実質的利害関係国（交渉開始国への輸出シェア10%以上）（以下、総称して「関係国」という。）と交渉・協議することで、譲許税率の引上げや撤回を行うことができる。歴史的に、WTO設立以後28条交渉が開始された例は57件¹あるが、実は、そのうち実際に譲許表修正に至ったのは半分程度（30件）で、その余は、28条交渉を開始しようとする国（以下「交渉開始国」という。）が再交渉要請を撤回したり、あるいは交渉が妥結しないまま「交渉中」のステータスにとどまったりしている。

交渉開始国は途上国が多いが、EU、米国、カナダといった先進国の活用例もいくつか見られる（EUの場合は、加盟国の拡大や離脱に伴って譲許表を修正する機会が多いという事情もある。）。対象品目は先進国・途上国に関わらず、農産品が圧倒的に多い。ただ、工業製品も含む多数の品目を同時に交渉対象とする例もあるが、交渉開始国はスリナム（2002年・2018年）、ウクライナ（2012年）、アルメニア（2014年）、ニジェール（2023年）のような途上国が主である。おそらく、輸入超と貿易赤字に悩んで譲許義務の修正・撤回を模索する、という、28条手続の活用動機として最も想像しやすい事情によるのであろう。

(2) GATT 28条の規律の特徴

GATT 28条手続の交渉・協議対象となる「関係国」とはいかなる国か。関係国のうち、直接交渉国の概念は、関税交渉においてリクエスト・オファー方式（品目ごと、自由化要求（リクエスト）と関税引き下げ案（オファー）のやりとりを二国間で重ねる方法）がとられていた時代の名残であって、フォーミュラ方式（全品目共通の計算式を用いた関税削減方法）が一般化した現在では、該当品目についての直接交渉国がどこなのか、明らかではないことの方が多い。また、主要供給国・実質的利害関係国については、どの時点の輸入シェアをどのように計測するか、統一されたルールはない。つまりは、交渉開始国が、実際どの国を相手にしなければならないかは、必ずしも明確ではない。

さらに問題なのは交渉の中身である。交渉においては、従前の譲許水準より「貿易にとって不利でない相互的、かつ、互恵的な譲許の一般的水準を維持するように努めなければならない」（同28条2項）とあり、か

¹ WTO ANALYTICAL INDEX GATT 1994 – Article XXVIII (Practice) (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/gatt1994_art28_oth.pdf), para. 5.

つ、「他の産品に関する補償的調整の規定を含むことができる」とされるが、そもそも輸出国との間で合意が成立しなかった場合でも、譲許税率の引上げや撤回を行うことは妨げられない（28条3項(a)(b)）。したがって、交渉開始国としては、譲許の水準を維持する努力（他品目の関税引き下げによる補償の提案等）をしながら、結局は自国の望むタイミングでの譲許税率の引上げと輸入制限を強行できる²ことになるから、関係国と真剣に交渉するインセンティブを欠く。

もっとも、交渉・協議不調の場合、関係国は、「実質的に同等の価値の譲許の撤回」を行うことができる（28条3項(a)(b)。いわゆる対抗措置。）、条文上はこの対抗措置が交渉開始国への牽制として機能することになる。ただ、28条手続は全体として無差別原則に基づくとされているため、この対抗措置も全加盟国に対して適用しなければならない（28条交渉を開始した国に対してだけ譲許税率を引き上げるのではない。）とするのが通説である³。関係国としては、交渉開始国の輸入制限措置に不満であっても、それと全く無関係の他の加盟国を巻き込むような関税引上げの断行は躊躇するのが当然であろう。実際、同条に基づく対抗措置の実例は存在しない。したがって28条3項の対抗措置も、交渉開始国に対する実質的な牽制の役割を果たしにくいことになる。

全体として、GATT 28条は、いったん交渉・妥結したWTO譲許を修正する（多くの場合、関税引上げにつながる。）という、インパクトの大きい規定でありながら、その手続の外延はやや不明確であり、また、濫用的な発動に対する制約・牽制の仕組みも不十分といえる。

(3) 現在の通商環境における譲許再交渉の意味

上記の通り、譲許再交渉に関するGATT 28条の規律は十分とは言えない。しかし、GATT・WTOの歴史上、同条手続の濫用が広く問題視されてきたかという点もそうでもない。かえって、上記(1)で前述した通り、関係国との交渉・協議が進展しないために手続が遅滞し、あるいは交渉開始国が交渉開始要請を撤回してしまい、譲許表修正に至らない例も多い。各国が関税引上げ目的で28条手続を多用することなく、また、28条交渉を開始した国も必ずしも譲許修正を強行しなかったことをどう考えるべきか。

各国の意思決定過程を検証することはもちろんできないが、要は、加盟国にとって28条手続を強行するメリットは思ったほど大きくなかったということであろう。極めて明らかなことであるが、28条によって修正・撤回が可能なのは、「この協定に附属する該当の譲許表に含まれる譲許」（28条1項）、すなわちGATT 2条上の譲許義務に過ぎない。この点は、同項の法文のほか、「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十八条の解釈に関する了解」パラ3が、貿易上の利害関係の計測の際に考慮されるのは「譲許の対象となる産品の最恵国待遇の下で行われる貿易についてのみ（only trade in the affected product which has taken place on an MFN basis）」であると規定する（MFNベースでない特惠税率での貿易が可能ならば、譲許修正の影響は受けないはずであるから）ことから裏付けられる。

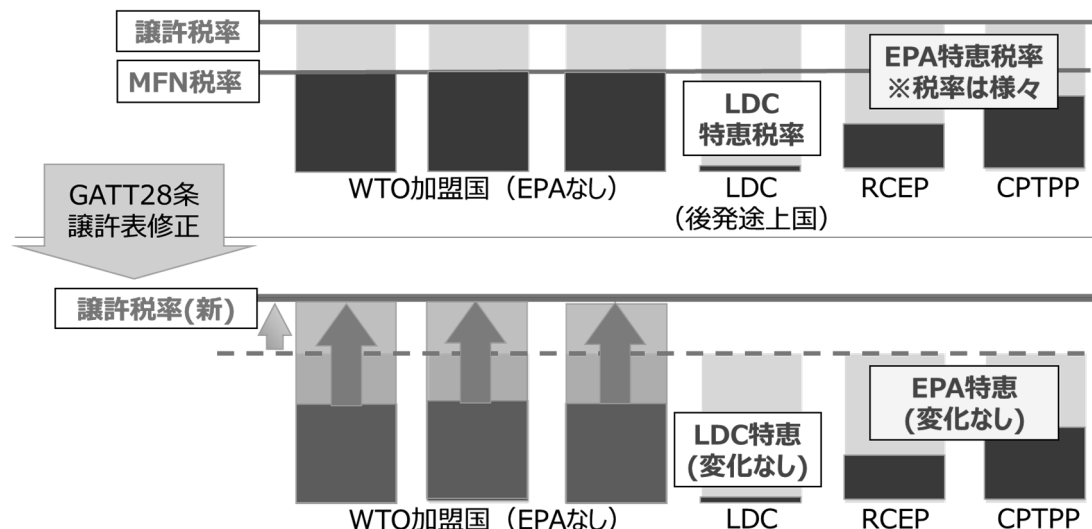
他方、現代の通商法秩序では、WTO協定のみならず、別途複数国間で締結される各種地域貿易協定（自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）等。GATT 24条参照。）の存在感が増しており、2026年3月現在で有効な協定数は382に上る（1994年時点では43に過ぎなかった。）⁴。各国のFTA/EPAカバー率が上昇するにつれ、FTA/EPA特惠ベースでの貿易量が世界貿易に占めるシェアが拡大し、先進国ではMFNベースでの実行関税率の適用例がむしろ少なくなってきた。GATT 28条手続は、このような地域貿易協定の隆盛とは全く無関係に用意された手続であって、GATT上の譲許義務以外の各種特惠税率は修正・撤回の対象とはならない。試みに図示すると下図のようになる。

² もちろん、このような交渉態度は別途28条2項の努力義務の違反となりうるが、その点の確認はDS手続に委ねるほかなく、多くの場合、終局判断は譲許表修正よりも後になってしまう。

³ EPC/TAC/PV/18 p.46

⁴ <https://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<図表II-総-4> WTOにおける自由化交渉の流れ



以上の整理からすれば、GATT 28条手続は確かにその活用に関して協定上の牽制力を欠いている（いわば、濫用のコストが低い。）が、実は、WTO 外の地域貿易協定の締結が進めば進むほど、その活用の効果も薄れていく（濫用のベネフィットも少ない。）性質を持っている。特に、自国の貿易に占める FTA / EPA カバー率の高い先進国にとってはそれが顕著である。先進国の過去の 28 条交渉活用例が、農産品等一部のセンシティブ品目に限って行われるか、あるいは、関税同盟拡大・脱退時といった限定的な場面にとどまっていたこともこれを裏付ける。他方、FTA / EPA カバー率の低い途上国にとっては、いまだに WTO 譲許義務の負担感が強く、したがって多数の品目にわたる譲許義務の包括的な撤回が選択肢に上りうるということであろう。ただ、この場合は、当該交渉開始国と貿易関係のある加盟国全体に影響を及ぼすことになり、かつ、「互恵的な譲許」の維持も期待できない。いきおい、他の加盟国の反発も強く、もともと交渉力の強くない途上国としては、しばしば将来的な通商関係を考慮して交渉の撤回・棚上げに追い込まれる⁵、ということであろう。

3. EU・英国の新措置とその問題点

今般の EU・英国による GATT 28 条交渉は、いずれも交渉開始国が先進国であり、かつ、地域統合やその離脱といった事情もなく行われた点、そして、鉄鋼製品全般という広範囲の品目を対象とする点で特異といえる。「広範囲の品目を対象とする」点において、途上国による過去の包括的な譲許撤回の試みに対して寄せられた批判（品目が多すぎる、譲許の信頼性を毀損する、互恵的な譲許を維持できない、等）をぶつけることももちろん可能ではある。ただ、既述の通り、本来 28 条自体は対象品目数や補償提供・交渉妥結の有無等をもって発動に制限をかけていない（互恵的な譲許の維持等は努力義務に過ぎない。）のであるから、協定上は、この種の批判はあくまで周辺国への配慮を促すコメントと解するほかない。また、本件は過去の途上国による交渉開始要請とは状況も異なり、その種の国際圧力のみで翻意を迫ることが現実的かどうか疑問である。

むしろ、EU・英国の交渉方針にみられる本質的な問題は、WTOと無数の地域貿易協定が交錯する現在の通商秩序を大局的にとらえないまま、その目的とそぐわない形で GATT 28 条手続の活用を選択した点にあるのではないか。GATT 28 条の再交渉手続が WTO 譲許のみを対象とすることは法文上明らかであるにも関わら

⁵ 例えば、ウクライナの譲許修正交渉において、先進国は、品目が多すぎること、WTO 加盟から間もないこと、WTO 上の義務の信頼性を毀損すること、互恵的な譲許の一般的水準を維持できないこと、関税引上げ幅が明示されていないこと、等を批判し（2012 年 10 月 3 日一般理事会記録 (WT/GC/M/138) 32 頁 EU 発言等）、結果的にウクライナは交渉要請の撤回に追い込まれている。

ず、両国とも、EPA相手国をも新たな関税措置の対象にすることを明言している⁶。これはGATT 28条の規律の正しい理解を伴わない姿勢であるし、両国がWTOと別途に締結した各種通商協定に明確に違反することにもなる。

4. 結び

国際情勢の変化や一部製品の世界的な過剰生産能力問題などを背景に、各国が関税引上げ等の国境措置によって国内産業を守ろうとする傾向は強まっている。真っ先に選択肢に挙がるのはAD・CVD・SG等の貿易救済措置であるが、WTO協定上活用しうる規定はもちろんそれだけではない（GATT 20条や21条といった例外規定を活用しようとする国もある。）。この意味では、GATT 28条の譲許再交渉手続も、関税引上げを正当化しうる規定の一つとして同列に論じることも可能であろう。

ただし、ある規定の「活用」は、あくまで該当規定の趣旨・機能を正確に理解した上で、定められた要件・効果に沿って行われるのが当然の前提である。自国の措置の問題点を表面上糊塗するためだけの口実として規定の趣旨等を踏まえずに使うという態度は、あるべき協定遵守の姿ではないし、また、協定規律の形骸化につながり、結局のところいかなる国の利益にもならない。今後活発化するGATT 28条の規律に関する議論（例えばEUは、現在進行中のWTO改革の議論において、今後GATT 28条の規律についても取り上げる意向を示している。）においても、単に現下の国際情勢における措置の必要性だけでなく、GATTの趣旨等に照らして同条の規律が本来どうあるべきか、そして、今後何をどのように改革すべきであるかについて、十分な検討が必要であるのはいうまでもない。

⁶ 厳密には、英国は、新たな関税措置の発表と同時に28条交渉の開始を通報したにとどまるが、同条以外に新措置の正当化根拠を明らかにしていない。

